

議案第 7 号

我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難な場合における代替手段を定め、及び代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難な場合における代替手段の要件の一部を改めるとともに、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（利用者負担額等の受領） 第13条 略 2 及び 3 略 4 特定教育・保育施設は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1) 及び (2) 略 (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の	（利用者負担額等の受領） 第13条 略 2 及び 3 略 4 特定教育・保育施設は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1) 及び (2) 略 (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の

提供

(ア) 略

(イ) 法第19条第2号に掲げる
小学校就学前子どもに該当す
る教育・保育給付認定子ども
(特定満3歳以上保育認定子
どもを除く。イ(イ)におい
て同じ。) 5万7,700円(子
ども・子育て支援法施行令(平
成26年政令第213号)第4条第
2項第6号に規定する特定教
育・保育給付認定保護者にあ
っては、7万7,101円)

イ及びウ 略

(4)及び(5) 略

5 及び 6 略

第37条 特定地域型保育事業(事業所
内保育事業を除く。)の利用定員(法
第29条第1項の確認において定め
るものに限る。以下この章において
同じ。)の数は、家庭的保育事業に
あっては1人以上5人以下、小規模
保育事業A型(我孫子市家庭的保育
事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例(平成26年条例第27
号。以下「家庭的保育事業等基準条
例」という。)**第27条**に規定する小
規模保育事業A型をいう。**第42条第**

提供

(ア) 略

(イ) 法第19条第2号に掲げる
小学校就学前子どもに該当す
る教育・保育給付認定子ども
(特定満3歳以上保育認定子
どもを除く。イ(イ)におい
て同じ。) 5万7,700円(子
ども・子育て支援法施行令(平
成26年政令第213号。**以下「令」**
という。)第4条第2項第6
号に規定する特定教育・保育
給付認定保護者にあっては、
7万7,101円)

イ及びウ 略

(4)及び(5) 略

5 及び 6 略

第37条 特定地域型保育事業(事業所
内保育事業を除く。)の利用定員(法
第29条第1項の確認において定め
るものに限る。以下この章において
同じ。)の数は、家庭的保育事業に
あっては1人以上5人以下、小規模
保育事業A型(我孫子市家庭的保育
事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例(平成26年条例第27
号。以下「家庭的保育事業等基準条
例」という。)**第28条**に規定する小
規模保育事業A型をいう。**第42条第**

3 項において同じ。) 及び小規模保育事業B型（家庭的保育事業等基準条例**第27条**に規定する小規模保育事業B型をいう。**第42条第3項**において同じ。) にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（家庭的保育事業等基準条例**第27条**に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。) にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 略

（特定教育・保育施設等との連携）
第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から**第7項**までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。
(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事

3 項第1号において同じ。) 及び小規模保育事業B型（家庭的保育事業等基準条例**第31条第1項**に規定する小規模保育事業B型をいう。**第42条第3項第1号**において同じ。) にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（家庭的保育事業等基準条例**第33条**に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。) にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 略

（特定教育・保育施設等との連携）
第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から**第5項**までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。
(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事

業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 （次項において「保育内容支援」という。） を実施すること。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び**第6項第1号**において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保

業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 を行うこと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び**第4項第1号**において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を
満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育
内容支援連携協力者との間でそ
れぞれの役割の分担及び責任の
所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本
来の業務の遂行に支障が生じな
いようにするための措置が講じ
られていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協
力者とは、小規模保育事業A型若し
くは小規模保育事業B型又は事業所
内保育事業を行う者（第5項におい
て「小規模保育事業A型事業者等」
という。）であって、第1項第1号
に掲げる事項に係る連携協力を
行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者に
よる代替保育の提供に係る連携施
設の確保が著しく困難であると認
める場合であって、次に掲げる要件
のいずれかを満たすときは、**第1項
第2号**の規定を適用しないことと
することができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替
保育連携協力者を適切に確保した
場合には、次のア及びイに掲げる

2 市長は、特定地域型保育事業者に
よる代替保育の提供に係る連携施
設の確保が著しく困難であると認
める場合であって、次の各号に掲げ
る要件の全てを満たすと認めると
きは、**前項第2号**の規定を適用しな
いこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項
第2号に掲げる事項に係る連携協
力を行う者との間でそれぞれの役

要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は

	<u>事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u>
(2) 略	(2) 略
<u>6</u> 略	<u>4</u> 略
<u>7</u> 略	<u>5</u> 略
<u>8</u> 略	<u>6</u> 略
<u>9</u> 略	<u>7</u> 略
<u>10</u> 略	<u>8</u> 略
<u>11</u> 略	<u>9</u> 略
(特定利用地域型保育の基準)	(特定利用地域型保育の基準)
第52条 略	第52条 略
2 略	2 略
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、

同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（**子ども・子育て支援法施行令**第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第4条 特定地域型保育事業者（特例保育園型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して**15年**を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（**令**第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第4条 特定地域型保育事業者（特例保育園型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して**10年**を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。